



個室ユニット 推進協ニュース Number 122

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会 〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

- 1面 基本報酬引き上げを強く要望へ
執行委員会、給付費分科会
国政ニュース、こちら傍聴席
- 2面 介護保険、ユニットケア研修の行方は
社会的評価を高めるステップに
新規入会施設のご紹介
- 3面 施設紹介【いちかわ翔裕園】千葉県
取組紹介【岐南仙寿うれし野】岐阜県
取組紹介【セ・シボンかしま】茨城県
JFM【生活の質の保証とリスクマネジメント】
- 4面 介護ニュース・ダイジェスト
ズバリ回答！人事・労務のお悩み
コラム【どうする？人材確保】
用語解説【改正道路交通法】

基本報酬引き上げを強く要望へ

表彰制度新設案、人事案などを了承

平成28年度・第3回理事会

全国個室ユニット型施設推進協議会（推進協、赤枝雄一会長）は3月17日、東京都の大田区産業プラザで28年度第3回理事会を開き、29年度の事業計画案、予算案、人事案などの議案を承認し、6月15日の第12回社員総会に提案することを決めた。政府、与党への要望書は一部修正した後、関係機関に提出する。また賛助会員制度の導入は理事会で詳細を詰めて社員総会に提案する方針。



平成28年度第3回理事会

個室ユニットの経営悪化

赤枝会長（議長）は、間もなく診療報酬と介護報酬の30年度同時改定の論議が始まることについて「基本報酬を引き上げてもらわなければ、個室ユニット型特養の運営が困難となる。インセンティブの働く運営が絶対に必要だ」と組織を挙げた活動の必要性を訴えた。

この後、スクリーンに衆議院予算委員会の審議の様相（録画）が紹介され、自民党個室ユニットケア推進議員連盟事務局長の赤枝恒雄衆議院議員が個室ユニット特養の基本報酬体系が不合理であることや経営が悪化している状況を指摘し、政府に報酬引き上げを強く求めた。

要望書案は修正して提出へ

事務局が29年度の事業計画案（第1号議案）や予算案（第2号）、個人情報取扱規程案（第3号）、ユニットリーダー研修実地研修施設選定調査員服務規程案（第5号）、10年以上継続会員を顕彰する表彰選考委員会の設置及び表彰規程案（第6号）、支部活動費引き上げ案（第8号）、政府や与党への要望案（第9号）などを説明した後、論議の結果、要望案の一部修正を除き、他の議案を了承した。

要望書案について「常勤医師配置加算の上乗せ要望は配置の実態や運用（ルール）などを確認する必要がある」との指摘があり、理事会、介護保険委員会、事務局で運用実態などを確認し、一部修正して提出することになった。

29年度人事案（第7号）は赤枝会長が具体的な人事案件をまとめて社員総会に提案。また支部活動費（1活動当たり上限10万円）では活動実態に合うよう金額を見直す案を了承し、社員総会までに金額を詰めることになった。

各課題への取り組みを説明

報告事項では、全国研修大会 in 岐阜2017（テーマ「つなぐ」）について安江紀子大会長が準備状況を報告したほか、栗野裕治総務企画・広報委員長、藤村二朗介護保険委員長、井手明利ユニットケア研修事業推進室長がそれぞれ介護保険制度改正、同時改定、研修制度見直しの状況や取り組みなどを説明した。

また、田伏清全国支部長代表が「日本医師会のように損害賠償責任保険を団体

契約できないか」との提案があり、事務局で調べるようになった。

【議案・報告事項・協議事項一覽】

■議案

- ・第1号議案（平成29年度事業計画案）
- ・第2号議案（平成29年度予算案）
- ・第3号議案（個人情報取扱規程案）
- ・第4号議案（ホームページ制作サービス利用規約案）
- ・第5号議案（ユニットリーダー研修実地研修施設選定調査員服務規程案）
- ・第6号議案（表彰選考委員会の設置ならびに表彰規程案）
- ・第7号議案（平成29年度人事案）
- ・第8号議案（支部活動費案）
- ・第9号議案（要望書案）
- ・第10号議案（その他）

■報告事項

- ・平成28年度事業報告
- ・全国研修大会 in 岐阜2017について
- ・総務企画・広報委員会
- ・介護保険委員会
- ・ユニットケア研修事業推進室
- ・広報顧問

■協議事項

- ・賛助会員について
- ・今後の推進協の方向性について

要望書案などを提案

28年度執行委員会

3月17日、第3回理事会開会前、推進協は執行委員会を開き、表彰選考委員会の設置案や29年度人事案、賛助会員導入案、支部活動費引き上げ案、今後の活動の方向性（討議案）、政府などへの要望案について議論し、全案を第3回理事会に提案することを了承した。

【要望書案】

- ①常勤専従医師配置加算の上乗せⅡ内容の一部を修正へ。
- ②看護体制加算の上乗せ
- ③ユニットリーダー加算の創設
- ④介護職員処遇改善加算の配分制限緩和（介護職以外への配分を可能に）
- ⑤研修に対する助成金。ユニットケア施設管理者研修、ユニットリーダー研

同時改定の論議へ

給付費分科会

3月31日、第136回介護給付費分科会は、28年度介護報酬改定検証調査（7項目）結果や29年度介護報酬改定の効果検証及び研究調査実施案（5項目）、28年度介護従事者処遇改善調査結果（常勤月給9530円アップ）を了承した。今後、30年度介護報酬改定を論議する。

29年度調査項目は①定期巡回・随時対応サービスを含む訪問サービス②介護保険施設等の医療サービス③認知症対応型グループの医療提供④介護の質の評価⑤訪問看護サービス。9月、10月に速報値を報告する。



介護給付費分科会



28年度執行委員会

国政ニュース

◎免許更新で認知機能検査

3月12日、改正道路交通法が施行された。75歳以上は自動車運転免許更新の際、認知機能検査で「認知症の恐れがある」と判断された場合、医師による臨時適正検査を受けなければならない。日本医師会は医師向けの「診断の手引き」を作成した。

◎介護崩壊防止法案を提出 民進党

3月22日、民進党は30年度介護報酬改定を実質プラス改正し、介護職員の賃金をさらに1万円引き上げる一などを柱とする「介護崩壊防止法案」を国会に提出した。政府、与党の介護保険法等一部改正案の対案。

◎介護保険法等改正案 国会審議入り

3月28日の衆議院本会議で塩崎厚労相が介護保険法等の一部改正案の趣旨を説明し、審議入りした。安倍首相は今国会（会期末6月18日）での成立を目指す方針を強調した。

ウの目タカの目 こちら傍聴席

◎9530円の中身

○：「一定の効果は認めるが、誤解を招く恐れがある」。3月31日の社会保障審議会介護給付費分科会。厚生労働省が介護従事者処遇等状況調査（平成28年度調査）の結果について「平均9530円上がった」（常勤・月給）と説明したところ、委員の1人が「異議」を唱えた。

○：厚生省の説明は「27年9月時点では平均給与額28万0250円だったが、28年9月時点で28万9780円となり、差額の9530円の改善効果があった」というもの。9530円の内訳をみると、基本給2790円、手当2560円、一時金4190円（10円未満四捨五入のため差額と一致せず）。委員は「基本給を上げなければ真の賃上げとは言えない」と主張した。

○：また別の委員が「介護職員より事務職員の方が高くなっているのはなぜか」と質すと、厚生省は「事務職員には役職者が含まれている」と回答。傍聴席から「介護現場の実態が反映する調査にすべきだ」との声が……。 (稿)

介護保険、ユニットケア研修の行方は

平成28年度研修委員会研修に50人

介護保険法等一部改正案の国会審議や平成30年度の診療報酬・介護報酬同時改定、ユニットケア研修見直しを前に、介護保険施設はどう対処すべきか。3月14日、推進協研修委員会（江澤和彦委員長）は東京・港区のフクラシア品川で28年度研修を開き、受講者ら約50人が参加した。講師はデータや実例を基に医療政策と介護制度改正が介護事業に及ぼす影響やユニットケア研修の一部変更点などを説明し、受講者により積極的な対応を促した。

江澤委員長が「医療施策の及ぼす介護事業所への影響」、厚生労働省老人保健課介護保険データ室の西嶋康浩室長が「介護保険の今後の方向性」、推進協ユニットケア研修事業推進室の井手明利室長が「これからのユニットケア」をテーマに講演した。



28年度研修委員会研修

地域包括ケア 世界が注目



江澤委員長
長は「65歳以上人口の割合が世界トップの日本が

取り組んでいる地域包括ケアシステムが世界的に注目されているが、認知症高齢者の急増や肺炎患者などの救急搬送、在宅医療体制の不備、財源確保など多くの課題を抱えている」と指摘し、医療機関と介護事業者の連携はじめ、国民自らが予防やサービス利用などについて考えることが地域包括ケアシステムの構築につながる」と話した。

「70%以上」の目標は変わらず



西嶋室長
は、国会に提出した介護保険等一部改正案の

柱である「保険者機能強化による自立支援・重度化防止」「新たな介護保険施設（介護医療院）創設」「3割負担」「介護納付金に総報酬制導入」などを説明した。特養の個室ユニット型について「37年度までに特養の定員数の70%以上とする（厚労省の）目標はやめていない」と明言。また「介護給付費分科会で施設内の医療ニーズや看取りに一層対応できる仕組みが検討される見通しだ」と述べた。

管理者の研修が重要



井手室長
は、厚労省が進めているユニット

リーダー研修について「リーダーの役割が大きくなっており、リーダーを支える管理者の研修が重要になっている」と指摘した。

賛成7割 週休3日制

人材確保対策の事例発表で、薄井裕二氏（ころぼっくる施設長）は「昨年6月、勤務シフトを8時間（週休2日）制から10時間（週休3日）制へ移行したところ、反対が多かった。今では7割が賛成し、新卒採用にも効果が出ている」と述べた。佐々木亀一郎氏（元気村グループ

統括本部長）は、中国やベトナムなどのアジア諸国での事業展開や、交流事業などによって外国人が多数就労している同グループの活動をDVDで紹介し、「5年、10年、先を読むことが重要だ」と述べた。この後、推進協研修委員会の池原香幹事が閉会挨拶した。



佐々木統括本部長（左）と薄井施設長

改正社福法4月施行

社会的評価を高めるステップに

大光監査法人の亀岡理事長に聞く

改正社福法が4月1日から本格施行される。会員法人はどう対処すればよいか、赤枝雄一会長が大光監査法人（東京・新宿区）の亀岡保夫理事長に聞いた。



亀岡公認会計士



左から赤枝眞紀子事務局長
赤枝雄一会長
八木郁夫事務局長補佐

「施行後、理事会と評議員会を開催する上での注意点を教えてください。」

A. 施行日以降最初の決算理事会の議決事項として「平成28年度決算、新役員案等」を行う必要があります。その後、定時評議員会の議決事項として「平成

28年度決算、新役員の選任、役員等報酬支給基準、社会福祉充実計画、会計監査人の選任」を行う必要があります。理事等の現役員の任期は4月1日以降の最初の定時評議員会までとなりますので注意が必要です。

「義務付けられた社会福祉充実計画の策定で注意すべきことは。」

A. 社会福祉充実計画が策定される場合、社会福祉充実計画を策定しますが、地域公益事業を行う場合は地域協議会等からの意見聴取をすることになります。その後、公認会計士・税理士等からの意見聴取をして、評議員会の承認を経ることになります。これらは、毎会計年度、決算の時期に合わせて行わなければなりませんので、スケジュールをしっかりと立て、早期に準備する必要があります。

「改正社福法へ対応する姿勢として大切なことは。」

A. 今回の社会福祉法改正の目的の1つが「経営組織のガバナンスの強化」です。議決機関として評議員会の設置が義務付けられました。また、役員、理事会、評議員会の権限・責任に係る規定の整備や一定規模以上の法人への会計監査人の導入が必要とされています。2つ目が「事業運営の透明性の向上」です。閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者を国民一般へと拡大しました。3つ目が「財務規律の強化」です。役員報酬基準の作成と公表、社会福祉充実計画で社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充などを行うことが義務付けられました。このように背景・経緯を改めて理解した上で、社会福祉法人として社会貢献することを、法人自ら実践する必要があります。

受身ではなくプラスに考えて

今般の会計監査の役割として組織のガバナンスの強化がありますが、これは不正を見つけないことが目的ではありません。例えば物品購入をして代金を支払う際に、きちんとしたルールで行われているかどうかを関係証憑等で確認するものを、内部統制が整備されていることを前提に監査しています。内部統制が整備されていないと、不正や誤謬が生ずるリスクとなります。本来、会計監査は不正や

誤謬を発見することが主たる目的ではなく、不正や誤謬の発見を要請されているものではありません。

会計監査の導入については、外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保を図ることを目的とすることは一般企業も社会福祉法人も同じです。営利を目的の一般企業の場合は、利益を上げようとするプレッシャーにより、不正リスクが生じます。しかし、社会貢献することを目的とする社会福祉法人の場合は異なります。

社会福祉法人は、これまでは、「制度で決まったからやる」という受身的なスタンスが多いようです。

しかし、今回の改正は、「法人として成長できる機会である」とプラス思考で会計監査を受けてください。内部統制の充実を図ることで、損失が減らせる可能性も高くなります。制度が導入されたことにより、法人がより良くなることを目指し、社会的評価を高めるためのステップと考えましょう。今回の制度改正は発展したいと考える法人にとって、けっしてマイナスの話ではありません。

新規入会施設のご紹介

（老健）ふるさとユニット館 彰

法人名 医療法人社団景翠会

法人代表者 理事長 富田春郎

施設代表者 施設長 福島康正

住所 〒236-0001

横浜市金沢区柴町391-10

電話 045(788)8911

（特養）新鶴見ホーム新館

法人名 (社) 横浜市福祉サービス協会

法人代表者 理事長 谷内徹

施設代表者 所長 藤本省二

住所 〒230-0002

横浜市鶴見区江ヶ崎町2-42

電話 045(583)0800

（特養）青葉あさくら苑

法人名 社会福祉法人一乗谷友愛会

法人代表者 理事長 山本武生

施設代表者 施設長 山本高之

住所 〒227-1006

横浜市青葉区恩田町2994-1

電話 045(507)4313

平成29年度 お申込はWeb (suishinkyo.net) で

第1期ユニットリーダー研修 お申込受付中!

- 福岡会場：5/24(水)～5/26(金)
- 大阪会場：5/31(水)～6/2(金)
- 東京会場：6/7(水)～6/9(金)

前期ユニットケア施設管理者研修 4/24 募集開始!

東京会場：7/5(水)～7/7(金)

第11回全国研修大会 in 岐阜 2017

【テーマ】「つなぐ」



日時：平成29年10月11日(水)～12日(木)
会場：長良川国際会議場・岐阜都ホテル
〒502-0817 岐阜市長良福光 2695-2

大会長：安江紀子 事務局：社会福祉法人幸紀会特別養護老人ホーム燦燦内

TEL：058-254-1533 FAX：058-254-1534

MAIL：2017gifu.zenkoku-taikai@koukikai.gr.jp

千葉県

社会福祉法人 長寿の里

特別養護老人ホーム いちかわ翔裕園



～良質のぬくもりとやすらぎを提供～

入居者様は「今はこんなものもあるのねえ」と大変驚いていました。



非常食の紹介をする職員



様々な非常食

東日本大震災から6年目の3月11日、各ユニットで入居者様と職員で非常食の調理を体験しました。

【非常食の調理体験】
地域に密着し、役立つ施設となるため、地域の方々と共に消防訓練や防災への取り組みを行っています。



「eco&nature」をコンセプトに建てられた施設

【施設の紹介】
「いちかわ翔裕園」は平成25年3月1日に10ユニット100床の3階建ての特養としてオープンしました。

【実地研修施設目指して】
当施設は常に会議で議論はされるものの、個別ケアの具体的な方法がわからずに悩んでいました。



やわらかくて食べやすいと好評だったゼリーフライ

【ご当地メニューの日】
色んな地域の食をメニューにした「ご当地メニューの日」を毎月の恒例行事として開催しています。

面会に来られたご家族様向けに非常食の紹介と試食を実施したところ、「ちょうど準備しようと思っていたところだった」「気になっていたものが試食できてよかった」など、好評でした。

そのような折、27年10月に小室施設長が就任し、「ユニットケアを推進するためにユニットリーダー実地研修施設になろう」という話になりました。ところが、現場からは「ユニットケアって?」「今の体制でそんなことできるの?」など不安視、疑問視する声も聞かれました。

【選定調査当日、調査員に伝える職員に頼もしさを感じ、また、職員の輝いた表情は、今でも忘れられません。】

【小室施設長から】
選定調査当日、調査員に伝える職員に頼もしさを感じ、また、職員の輝いた表情は、今でも忘れられません。

の生活を継続できるようになり、入居者様にとつての生きがいや職員にとつてのやりがいにつながるのではないかと感じるようになりました。



小室施設長

〒272-0802 千葉県市川市柏井町1丁目1076 TEL:047-303-5525 FAX:047-303-5335

【特養】10ユニット、100床

生活の質の保障とリスクマネジメント



前回はリスクについての性質や、リスクマネジメントのプロセスについて説明しましたが、今回は基本的な視点と意義について説明します。

特に認知症がある高齢者は、ある意味、生活上のリスクを有していると言えます。認知症の中核症状は生活行為上のリスクを表面化するからこそ介護サービスの対象となります。

リスクマネジメントとは、消極的リスクマネジメントと積極的リスクマネジメントに捉えることもできます。

逆に、「少しでもリスクがあると判断されるから、出来る限り本人には行かせない」というのは、十分なリスクマネジメントになりえるでしょうか。

必要なのは、リスクと向き合い、安全と自律、自己決定と保護的支援といった積極的リスクマネジメントを行うことが重要です。

(しょうじゅの里鶴見施設長 秋津克巳)

社会福祉法人 登豊会
岐南仙寿うれし野 (岐阜県)
施設長: 近石千恵美

～リーダーのスキルアップの為に～
ユニットリーダーは、十分な介護技術、日々の生活支援の根拠が職員へ正しく伝えられる技術、コミュニケーション能力の習得が必要です。

そこで、今年度、インストラクター研修を取り入れ、1日7.5時間×8日間、自施設に講師を招き、講義・演習に加えてコーチングのスキルをグループワークやロールプレイ等を通して学んでいます。

一場面を紹介すると、思いに寄り添い、うれしい、楽しい、心地よいと感じて頂くには、『快』の感情に配慮することが大切であり、相手の感情に配慮し、うれしい時、悲しい時、寂しい時、共に共感して接することで、『快』の感情が高まり、その積み重ねが、入居者の生活意欲の向上にもつながっていくこと...などを学んでいます。ユニットリーダーが進化を求めて自己覚知し、スキルを更に向上すべく意識改革の真っ只中です。

研修の様様を YouTube で公開しています。

YouTube

「岐南仙寿うれし野」で検索してみてください。

(担当: 石原規章支援課長)

岐南仙寿うれし野



体位変換の演習



ロールプレイを通して学んでいます

社会福祉法人 至福会
セ・シボンかしま (茨城県)
施設長: 沢島恭子

今年で9年目
圧巻!
15基の段飾り

茨城県鹿嶋市にある特別養護老人ホーム「セ・シボンかしま」です。梅の花がほころび始める頃、地域の方にお手伝いいただき、沢山の雛人形や吊るし雛、日本人形、着物、雛掛軸を地域交流スペースに1か月間飾ります。

今では珍しくなりましたが「私の家にもあったわよ。懐かしい」と雛掛軸をじっくりとご覧になる方もいらっしゃいます。雛人形制作年代により、お顔や着物に違いがあり、見比べる楽しみがあるようです。

平成20年から始まり、今年で9年目となりました。少しずつ雛人形の数が増え、今年は15基の段飾りを飾ることができました。「入居者に懐かしんでいただきたい」という思いで始めましたが、今ではすっかり地域の方が楽しみに足を運んで下さる恒例行事となりました。

二十四節気の一つに「雨水にお雛様を飾ると良縁に恵まれる」との言い伝えがあります。今年も皆様にご縁があることを願っております。(担当: 篠崎香介課主任)



地域交流スペースいっぱい飾られた雛人形や吊るし雛。始めてから9年目を迎え、入居者様だけでなく地域の方も楽しみにされている。

介護ニュース・ダイジェスト

3月1日～3月31日

介護に関する政府機関や民間団体の動きを掲載しています。詳細は厚労省や各団体のHPをご覧ください。

■介護実習生受入れ11月から
(3月2日)
政府は介護分野の外国人技能実習生の受入れを11月から開始する。

■改正社福法の施行準備を要請
(3月2日)
厚労省は全国社会・援護局関係主管課長会議で都道府県などに改正社会福祉法の本格施行(4月1日)に間に合うよう社会福祉法人への働き掛けを求めた。新評議員による定時評議員会の開催や会計監査人の選任、地域協議会の開催などが予定されている。

■特養3割が「空きある」と回答
(3月8日)
みずほ情報総研の厚労省委託調査(昨年11月時点)で開設約10年以内の特養の13.5%が「空きベッドがある」と回答した。稼働率96%。塩崎厚労相は「1ベッドでも空きがあればカウントされるが、稼働率に大きな変化はない」とコメント。

■実習生受入れ不正 過去最多
(3月8日)
法務省の28年外国人技能実習生受入れ状況によると、受入れ企業による「時間外賃金の未払い」や「賃金台帳の書き換え」などの不正行為は383件で過去最多となった。

■処遇改善加算の手順などを提示
(3月9日)
厚労省は都道府県知事に4月から始まる介護職員処遇改善加算の基本的な考え方や手続きなどを示した。加算要件である賃金加算の考え方や留意点を列記。

■第7期事業計画などを説明
(3月10日)
全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議が開かれ、厚労省は29年度予算案や第7期介護保険事業(支援)計画や介護保険法一部改正案、臨時介護報酬改定について説明した。

■29年度厚労省予算案
介護保険サージス費(2兆9036億円)▽介護給付費国庫負担(1兆8212億円)▽介護人材処遇改善費(289億円)▽総報酬割導入への財政支援(94億円)▽介護ロボットの加速化(3億円)▽ICT活用(2.3億円)など。【第7期介護保険事業(支

援計画)▽2025年度のサービスマン量を見込んで策定▽市町村が地域ケアマネジメント。【認知症施策】市町村は原則30年度に「認知症初期集中チーム」を設置する。【ユニットケア研修】都道府県と中核市は受講生の利便性に考慮してユニットリーダー研修実地研修施設を確保。

■行政処分 過去最多
(3月10日)
27年度の介護事業の指定取り消し・停止処分が過去最多の227件。うち社会福祉法人は14件。

■改正道交法が施行
(3月12日)
改正道交法が施行され、認知症の恐れがあるとされた75歳以上に「臨時適格検査」を義務付けた。

■非常勤医95%特養の医師配置
(3月13日)
介護給付費分科会の介護報酬改定検証・研究委員会は27年度介護報酬改定に関する7項目の調査(28年度調査)の結果をまとめ、給付費分科会に報告した。特養の医療的ケアでは「非常勤医を配置」(1.1%)、「非常勤医を配置」(95.3%)、「夜間休日施設内で喀痰吸引が可能」(41.18%)、「全介護職員が喀痰吸引研修を修了」(11.2%)など。また29年度は①訪問サービスの実態②介護保険施設等の医療③認知症対応型グループホームの医療④サービスの質の評価⑤訪問看護のサービスの5項目を調査する。7～8月に調査実施、9～10月に給付費分科会に速報値を報告する。

■処遇改善加算Q&A送付
(3月16日)
厚労省は4月から拡充される介護職員処遇改善加算でQ&Aを公表した。

■未届有料ホーム1650
(3月21日)
未届の有料老人ホームは1207件(前年度比443件減)、前払金の保全措置を講じていないホームは53件(24件減)。

■特養の虐待125件
(3月21日)
介護サービス事業の従事者による虐待は408件(前年比108件増)で過去最多。うち特養が125件で最多。家族など養護者によるもの件(237件増)で18年度調査開始から3番目に多かった。要因は「教育・知識・介護技術に関するものがトップ」。

■特養の看取り見直しも
(3月22日)
診療報酬と介護報酬の30年度同時改定に向けて中央社会保険医療協議会と介護給付費分科会の合同合点が開かれ、特養の看取りの在り方(配置医など)の見直しが指摘された。次回は4月19日。

■特養待機者 36.6万人
(3月27日)
厚労省によると、昨年4月1日時点で特養の待機者は36万6139人(3年前比で15万7445人減)。「原則要介護3割以上」の人の要件の厳格化が影響したとの見方が強い。

■介護福祉士養成を見直し
(3月28日)
社会保障審議会福祉部会の福祉人材確保専門委員会は介護未経験者向けの研修を新設する方針を明らかにした。

■介護保険法改正案 審議入り
(3月28日)
衆議院本会議で塩崎厚労相が介護保険法等一部改正案を趣旨説明した。

■介護福祉士の合格率 過去最高
(3月28日)
28年度の介護福祉士試験の合格率は過去最高の72.1%。EPA合格率は49.8%。

■特養「門前払い」で通知
(3月29日)
特養の入所を断られるケースが頻発している問題で、厚労省は特例入所の方針を改正し、特養が認知症高齢者や被虐待者などの入所を制限しないよう都道府県などに通知した。

■月給9530円アップ
(3月30日)
介護給付費分科会の介護事業経営調査委員会は厚労省がまとめた「28年度介護従事者処遇改善調査結果」を了承し、介護給付費分科会に報告することを決めた。27年9月時点の28万2500円から28年同月時点で28万9780円となり、差額(引き上げ額)は9530円。加算(1)の届出率は90%。常勤医師の配置率は1.1%。

■次回から同時改定を論議
(3月31日)
第136回介護給付費分科会

「28年度介護報酬改定の効果検証・調査研究調査結果」と「28年度介護従事者処遇改善調査結果」(常勤月給9530円アップなど)を了承。次回から30年度介護報酬改定の論議を開始する。30年度予算案編成に間に合うよう12月中旬までに意見書をまとめる。

【どうする?人材確保】

今回は人材確保のために「週休3日制」を導入することで課題を解決しようとする組んでいる特別養護老人ホームころぼっくる(栃木県)の事例を2回に分けて紹介します。

開設時の課題

①基本的に1人の時間が多く、ストレスや不安を抱える職員が多い②勤務シフトの都合で入居者が職員に生活自体を合わせなければならなかったり、同性介助による入浴実施が滞ったりする③全て個室ということもあり、居室内での介助を理由に、他者の転倒事故等が目立つ④独り立ち後は、OJTの機会が少ないため、自己流になりがちで、質の向上が図りにくい⑤夜勤明けが公休に含まれるため身体が休まらないなど。

導入のきっかけ 施設長の思い

「法人理念にある『安心、安全な暮らし』を実現したい」という思いで、日々努力をしてきたものの、殆どの問題を解決できないまま、いたずらに時間は過ぎ、課題が増える一方だった。

そんな折、同業者から「週休3日制」はどうかと言われ、自施設でも取り入れられないか検討し、思いきって導入に踏み切ることにした。

【用語解説】

改正道交法

道路交法が改正され、3月12日から施行された。主な改正点は、①18歳から取得可能な準中型運転免許の新設と②運転免許を持つ75歳以上の高齢者を対象とした運転者対策の推進の2つ。

高齢運転者対策では、臨時適性検査制度の見直しと、臨時認知機能検査・臨時高齢者講習制度が新設された。認知機能検査の結果、「認知症のおそれあり(第1分類)」と判定された場合は、違反の有無にかかわらず、臨時適性検査を受けるか、または主治医などの診断を受けてその診断書を提出しなければならぬ。認知症と判明したときは、免許取消し等の対象になる。

実施までの流れ

28年3月
【シミュレーション実施】週休3日制を想定した勤務表を作成し、現状の職員配置であれば問題なく勤務も組めることを確認した。

28年4月
【働き方アンケートの実施】「週休2日と3日どちらが良いか」について、特養、シヨートの46名を対象にアンケートを実施した(週休2日:56%、週休3日:44%)。

28年5月
【勤務パターン】早番、遅番、日勤は15分刻み、夜勤は5分刻みで作成した。導入準備として、説明資料を作成し、

職員に伝達した。また、第2弾働き方アンケート「週休3日制にメリットを感じるか」を実施した(感じる...71%、感じない...29%)。その後、宇都宮市役所へ相談、就業規則などの書式を見直した後、6月の勤務表を作成した。

28年6月
週休3日制を導入した。

導入から現在に至るまでの実施状況と結果などについては、次号で掲載します。(薄井裕二施設長、鬼澤竜也統括リーダー・戸井田禎紀生活相談員)

	夜勤を除く1人の時間	1人体制ではない時間
週休2日制 8時間勤務	10時間50分 (650分)	3時間40分 (220分)
週休3日制 10時間勤務	4時間15分 ~5時間30分 (255分 ~330分程度)	9時間45分 (585分)

ズバリ回答!

人事・労務のお悩み

◎新加算取得のための内部体制

引き下げ、引き下げた分の内、新加算として埋め合わせする手法でした。しかし、今後30年度報酬改定では、基本報酬の引き下げや加算要件の厳格化の可能性も考えられます。

定期昇給の仕組みは、人件費率が増加していくことが懸念されます。様々な法改正により、良いことがばかりが前倒しとなってきています。反発する力は明らかに蓄積されます。

将来、育児と介護の両立であるダブルケアは職種にかかわらず、多様な働き方を容認する方向へと向かいます。労務コストは必然的に増加傾向となってくる。

既に事業所内には、定期昇給の仕組みが存在しているところが多いので、新加算は取得しやすいくらいだと思います。準備としては、賃金シミュレーションが必要で、最低でも今、在籍している職員の10年先は必要な気がしています。

今後、新加算が吉と出るか凶と出るかは、現段階では不明です。処遇改善加算は事業所全体の人員費率に着目する領域を持ち合わせていないようです。(監事・特定社会保険労務士 栗田淳二)



【今月の相談内容】

新介護職員処遇改善加算I(以下、「新加算」という)を取得する予定です。具体的には、どのような内部体制変更が必要でしょうか。

4月1日からの介護報酬臨時改定により、新加算が算定できるようになりました。

介護職員の就業の継続性にかかる昇給やキャリア形成として検討することは良いですが、30年度報酬改定で、全貌が見えてこなければ安心して取得することはできない気がしています。